「アミューズメントポーカー店舗運用ガイドライン」の策定・公表について

2026 年 10 月 31 日

一般社団法人日本ポーカー振興協議会（PPCJ）

一般社団法人日本ポーカー事業者連盟（JPBA）

一般社団法人日本ポーカー振興協議会（東京都港区、代表理事：松田 大輝　略称：PPCJ ）及び一般社団法人日本ポーカー事業者連盟（JPBA）は、このたび、アミューズメントポーカー店舗における法令遵守と適正な営業の推進に向けて、「アミューズメントポーカー店舗運用ガイドライン」を共同で策定し、公表いたします。

両団体は、業界実務の実情を整理し、関係行政機関との対話を重ねながら、アミューズメントポーカー店舗の運用上生じている論点について検討を進めてまいりました。本ガイドラインは、これらの検討を踏まえ、現行法上の禁止事項を中心に、店舗における営業及び広告宣伝について遵守すべき基本的な事項を、両団体の自主規制文書として取りまとめたものです。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「風営法」）の趣旨を踏まえ、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持並びに青少年の健全な育成を図ることを目的としています。

本ガイドラインの対象

本ガイドラインは、風営法第 2 条第 1 項第 5 号の許可を受けた店舗、及び同法における警察庁の解釈運用基準第 4-2(3)ア(イ)のいわゆる 10%ルールに該当する形態で運営される店舗であって、アミューズメントポーカーの営業を行うものを対象としています。

本ガイドラインが整理する法令上の基本的な考え方は、業界団体への加盟の有無にかかわらず、対象となるアミューズメントポーカー店舗に共通するものです。

各店舗におかれては、本ガイドラインの内容をご確認のうえ、現在の運用の点検にご活用ください。

本ガイドラインの主な内容

1. 賭博の禁止（第 3 条）

2. 遊技の結果に応じた賞品提供の禁止（第 4 条）

3. チップの営業所外への持ち出し等の禁止（第 5 条）

4. 広告・SNS 等に関する留意事項（第 6 条）

ガイドライン全文

ガイドラインの詳細につきましては、こちらをご確認ください。
https://poker-prmc.org/news/detail/id=297

今後の取り組みについて

両団体は、今後も業界実務や社会情勢の変化を踏まえ、関係行政機関との確認・対話を継続するとともに、必要に応じて本ガイドラインの内容を見直してまいります。併せて、事業者の皆様から寄せられる具体的な相談や事例を踏まえ、ガイドラインとは別に Q&A 等の整備を進めていく予定です。

また、ガイドラインの遵守状況を確認する認証制度についても、公表後に検討をしていく予定です。

本ガイドラインの位置付けについて

本ガイドラインは、行政機関による承認又は認定を受けたものではありません。そのため、個別の店舗、企画、制度又は運用について、その適法性を保証するものではありません。

本件に関する問い合わせ先
一般社団法人日本ポーカー振興協議会（PPCJ）事務局
Mail：info@poker-prmc.or.jp
HP：https://poker-prmc.org/